後見制度の推進等に関する提言

後見制度の推進等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．市民後見人の養成等市町村における体制の整備を推進していくため、市民後見推進事業の継続及び予算措置の拡充を図ること。

２．成年後見人の報酬の算定基準等については、地域間で格差が生じないよう、全ての家庭裁判所において統一すること。

３．保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。

４．裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。